

# 令和3年度 三重県留置施設視察委員会

(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

# 1 留置施設視察委員会設置 の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に「三重県留置施設視察委員会」が設置されております。

## 2 委員会の組織 委員の身分

委員会は4名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

### 3 委員会の権限等

委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

## 4 委員会の活動状況

令和3年度中、5回にわたり委員会の活動を行い、9警察署の留置施設を視察しました。

視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対し23件の提言を行いました。

## 5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

### 【施設設備関係】

#### • 意見 1

一部の居室から日課時限の掲示が見えにくいため改善されたい。

(5 施設)

#### ～措置～

新たに日課時限を記載した掲示物を作成し、各居室から確認できるように掲示しました。

#### • 意見 2

運動場や浴室が狭いので、将来的な課題として改善を検討されたい。

(4 施設)

#### ～措置～

庁舎改修等の機会に、改善措置を検討します。

- **意見 3**

**居室外トイレの洋式化を検討されたい。  
(2 施設)**

～措置～

必要時に据え置き式の洋式便座を設置し、対応します。

- **意見 4**

**浴室及びトイレ内に臭気が漂うことが  
ないよう、排水溝の改善を検討されたい。  
(1 施設)**

～措置～

排水溝にゴム製シートを設置しました。

- **意見 5**

布団収納場所にすのこを設置するなど、通気性の確保に配慮されたい。

(1 施設)

～措置～

すのこを設置することとしました。

- **意見 6**

保護室内壁の材質が固く、安全性に欠けるため、柔らかい素材で保護するなどの改善措置を検討されたい。

(1 施設)

～措置～

庁舎改善等の機会に改善措置を検討します。



- **意見 7**

庁舎改修等の機会に、施設内の壁を明るい色調に変更されたい。

**(1 施設)**

～措置～

庁舎改修等の機会に改善措置を検討します。

- **意見 8**

浴室の蛇口について、留置事故を誘発するおそれや、取り外すと凶器になるおそれがある形状が認められたため、形状の変更を検討されたい。

**(2 施設)**

～措置～

1 施設については、蛇口の形状を変更しました。

1 施設については、撤去不能のため、庁舎改善等の機会に改善措置を検討します。被留置者が入浴中の動静監視を更に強化することで対応します。

- **意見 9**

留置担当官が使用するベッドの柵が壊れているので、修繕されたい。

(1 施設)

～措置～

柵を撤去し、柵の代用品を配置しました。

- **意見 10**

留置担当官が使用する敷き布団が老朽化しているので、交換されたい。

(1 施設)

～措置～

新品の布団を購入しました。

## 【処遇衛生関係】

- **意見 1**

被留置者が居室において使用する文机  
（信書等を記載する際に使用する机）の  
貸与を検討されたい。

**（1 施設）**

～措置～

全ての留置施設において、文机を導入  
しました。

- **意見 2**

**被留置者衣類用の洗濯機の増設を検討されたい。 (1 施設)**

～措置～

新たに洗濯機を 1 台増設しました。

- **意見 3**

**洗濯物を干す場所について検討されたい。 (2 施設)**

～措置～

衣類乾燥機を使用しつつ、天気の良い日には運動場その他日光の当たる場所に洗濯物を干すこととしました。